

大成火災破綻前史

—— 破綻への途から外れる機会はなかったのか ——

吉澤卓哉

■ アブストラクト

大成火災破綻（2001年）の原因は、ある再保険プールを介した海外再保険取引にあると言われている。この海外再保険取引は永年に亘るものであるが、大成火災が原告となった米国税務訴訟の判決（1995年）で当時の当該海外再保険取引の実態を窺うことができる。他方、破綻時の取引実態は、大成火災役員や当該再保険プールのマネジング・エージェントの関係者に対する損害賠償請求訴訟や仲裁の資料から窺うことができる。本稿は、両取引実態を分析したうえで比較することによって、米国税務訴訟判決時点において、既に大成火災破綻へと繋がる取引実態となっていたこと、したがって当該時点で破綻への途から外れることができた可能性があることを明らかにするものである。

■ キーワード

大成火災、再保険、マネジング・エージェント

1. はじめに

大成火災海上保険株式会社（以下、大成火災という）が経営破綻して、はや12年余となる（大成火災が会社更生手続開始の申立てを行ったのは2001年11月

* 平成26年2月15日の日本保険学会関西西部会報告による。

/ 平成26年2月19日原稿受領。

22日である¹⁾。とは言うものの、再保険関係の処理も含めた大成火災破綻の処理が全て終了してからは、未だ2年余にすぎない(同社の会社更生手続の過程で設立された大成再保険株式会社が清算結了に至ったのは2011年10月14日である)。いずれにしても、戦後における内国損害保険会社の破綻は僅か2例に過ぎず、そのうちの1例がこの大成火災である²⁾。

大成火災の破綻原因は、特定の海外再保険取引にあると言われている(後述2(1)参照³⁾)。この海外再保険取引は1972年に始まり、30年弱に亘って継続してきたものである。その間には、経営破綻への途から外れる機会が幾度となくあったのかもしれない。本稿では、そのような機会の存否を検討してみることにした。大成火災の内部資料は公開されていないので、判決内容が公

1) なお、やはりプール・メンバーだった日産火災は、その前日である11月21日にFR社に対してマネジメント契約の解除を通知している。Ref., Complaint of *Sompo v. Deloitte*, Superior Court of N.C., Guilford County, 03 CVS 5547.

2) もう1例は、2000年に破綻した第一火災海上保険相互会社である。第一火災は相互会社であったので、損害保険株式会社としては、大成火災は戦後における内国社として初の破綻となる。

なお、戦前には多数の損害保険会社が設立され、そして、解散・営業禁止などにより消滅していった。こうした事情については、たとえば、福永一郎「我国損害保険会社の発達興亡史(其の一) 損害保険研究3巻1号(1937年)、東京海上編『東京海上火災保険株式会社六十年史』(1940年)314-315頁、366-371頁、滝本豊水編『図説 日本の損害保険(平成6年版)』(1994年。財経詳報社)4-6頁、武田晴人「火災保険業における料率協定の成立過程」東京大学経済学論集63巻1号(1997年)参照。

3) なお、戦前のことであるが(明治20年代後半~30年代前半)、海外再保険取引で大損失を被った損害保険会社として東京海上保険株式会社(現在の東京海上日動火災保険株式会社)および日本海陸保険株式会社(明治34年解散)がある。海外再保険取引に伴う両社の経営難については、たとえば、東京海上・前掲注(2)267-301頁、稲垣末三郎『「各務氏の手記」と「滞英中の報告及び意見書」』(1951年。東京海上火災保険。特に日本海陸保険について68-69頁、82-84頁)、由井常彦「海上保険業の創業と確立—東京海上保険会社の場合—」経営史学3巻1号(1968年)、『日本保険業史・総説編』(1968年。保険研究所)51頁[水島一也]、『同・会社編(下巻)』(1982年。保険研究所)499-507頁参照。

開されている米国における税務訴訟（1995年判決）を取り上げる。この判決には、問題となる海外再保険取引に関する取引実態（取引実態が問題を孕む場合には、当該問題の解決・解消のための対応を含む。以下同じ）が記載されているからである。

以下では、大成火災の破綻原因を概説したうえで（次述2）、経営破綻時における海外再保険取引実態（後述3）と米国税務訴訟課税年度における海外再保険取引実態（後述4）を、裁判や仲裁の資料から析出する。そして、両時点における海外再保険取引実態の異同を検討し、結論を述べる（後述5）。

なお、大成火災の破綻に関する本格的な先行研究も、また、大成火災破綻との関連で米国税務訴訟を取り上げた先行研究も存在しないようである⁴⁾。

2. 経営破綻の主要因となった海外再保険取引

(1) 更生計画

大成火災の会社更生手続において作成された『更生計画案』によると、経営破綻に至る経緯は次のように整理されている⁵⁾（なお、FR社とはフォート

4) 米国税務訴訟判決に関する研究として、Reynolds, Bruce W. and C. Clinton Stretch, *First Tax Court Test of New IRS Approach to Agency Permanent Establishment: Service Loses*, *Journal of Taxation*, Sep. 1995; Davison, Dale L., *Agents as Permanent Establishments: Avoiding the U.S. Income Tax for Foreign Businesses*, *TAXES*, Feb. 1996; Lubin, Mark L., *Tax Court Rules on Agents as Permanent Establishments*, *The CPA Journal*, October 1995; 宮武敏夫「米国租税裁判所における大成火災海上罽等対 IRS 長官95年5月2日判決について」*国際税務*15巻7号（1995年）；矢内一好「代理人 PE 課税～米国租税裁判所・大成火災海上事案を中心として～」*税務事例*28巻9号（1996年）；吉村典久「恒久的施設としての代理人の概念—アメリカにおける1995年大成事件をきっかけに」金子宏編『*国際課税の理論と実務 移転価格と金融取引*』有斐閣（1997年）；松下滋春「代理人 PE に関する考察」*税務大学校論叢*45号（2004年）があるが、いずれも国際税務の観点からのものである。

5) 大成火災『更生計画案』（2002年6月および2002年8月）の第1章第1節

レス・リー社のこと⁶⁾、PwCとはプライスウォーターハウスクーパース会計事務所 (PricewaterhouseCoopers) のことである。また、文中の和暦表記は全て筆者が西暦表記に置き換えた)。

「(1)更生会社 (筆者注: 大成火災のこと) は、1972年10月より、米国代理店である FR 社経由でのプールによる海外再保険取引を行ってきたが、当該プールは、FR 社と各プール参加社 (1993年7月以降は、更生会社、日産火災および千代田火災海上保険株式会社 (現あいおい損害保険株式会社) の3社) との間の個別のマネージメントアグリーメント (1年ごとに更新) に基づき設立されていた。FR 社は更生会社に対し、四半期ごとにプールの成績表を送付していたが、この報告の内容は限定的なものでしかなかった。

(2)再保険には、引受リスクとタイミング・リスク⁷⁾の双方を移転する伝統的再保険 (トラディショナル・カバー) と、タイミング・リスクのみ移転する金融再保険 (ファイナンシャル・カバー) (筆者注: 本稿ではファイナイト保険と呼ぶこととする)⁸⁾とがある。このうち、金融再保険は、保険金支払

「2. 会社更生手続開始申立に至った経緯」による。なお、この部分は、大成火災の更生計画認可に関する官報掲載 (平成14年9月2日号外193号) 138頁以下では省略されている。

- 6) FR 社は1977年に社名を変更しているが (Fortress Reinsurance Managers, Inc.→Fortress Re, Inc.), 大成火災『更生計画案』・前注は社名変更前後を通してFR 社と呼んでおり、本稿でも同様に呼ぶこととする。
- 7) タイミング・リスクについては吉澤卓哉「保険リスクとしてのタイミング・リスクについて」保険学雑誌600号 (2008年) を参照。
- 8) 『更生計画案』・前掲注5は、金融再保険 (financial insurance/reinsurance) やファイナイト保険を、保険引受リスク (underwriting risk) の移転がなくタイミング・リスクの移転のみが行われる保険引受の方法と捉えているが、これはファイナイト保険 (finite insurance/reinsurance) の定義次第である。保険引受リスクの移転が行われるものの、タイミング・リスクの移転に比べて (非常に) 小さい場合もファイナイト保険と呼ぶことがある。もともと、ファイナイト保険という名称は、保険引受リスクの移転が限定的である (finite) ことから命名されたものであるが、換言すれば、保険引受リスクの移転も同時に行われる (あるいは、行われ得る) ことを意味している。

ところで、ファイナイト保険はタイミング・リスクのみ移転するものだと

のタイミングを平準化する効果を有するに過ぎず、一旦保険金の支払を受けても、そのご(ママ)これを再保険料として分割返済しなければならない仕組みとなっているため、引受リスクのヘッジとしての機能は有しておらず、その経済的実体は金銭貸借取引と評価すべきであって、大型の事故が多発した場合には、再保険金受領後の支払負担が極めて大きくなるおそれがあった⁹⁾。

FR社は、出再に関するトラディショナル・カバーとファイナンシャル・カバーの役割を独自に決定していたが¹⁰⁾、第19プール年度(1991年7月から1992年6月まで)以降においてファイナンシャル・カバーの割合は増大し、第28プール年度(2000年7月から2001年6月まで)には100%(カロライナ・リーに出再した部分を除く)となっていた。

(3)更生会社は、2000年11月以降、安田火災および日産火災と合併に向けた協議を開始し、2001年4月25日に合併契約を締結するに至ったが、合併協議を進めていく過程において、FR社経由での海外再保険取引が大きな問

『更生計画案』に記載されていることからすると、FR社が再出再を利用していったファイナイト保険はタイミング・リスクのみ移転するタイプのものであったことになる。他方、その後になされた裁判において、同じくプール・メンバーだった日産火災を引き継いだ損保ジャパンは、FR社が手配していたファイナイト保険について、リスク移転が全くないか、または重要でない(*insignificant*)と述べていることからすると(*Ref., Complaint of Sompo v. Deloitte, supra* n.1), リスク移転が全くないタイプのものであればいい訳ではないと推測される。本稿ではこの点についてさらに探求することは止め、『更生計画案』に従って、FR再保険プールは保険引受リスクの移転のないタイプのファイナイト保険のみを利用していたものとして以下の議論を進める。

- 9) 正確には、大成火災は、一旦は再保険金を受領するが、その後、複数年にわたって、受領した再保険金の額に利息を加えた金額を分割してファイナイト保険の再保険者に支払っていくことになる。つまり、巨額の再保険金を受領すれば、巨額の将来債務を負うことになる。
- 10) 保険引受後の再出再においては、まず、FR社関係者が所有するカロライナ再保険(Carolina Re. バミューダで設立された再保険会社)に再出再された。その残余の保険引受リスクのうち、マネジメント契約上、FR再保険プールで保有(*retention*)できない部分については他の保険会社へ再出再された。

題となり、更生会社は、同年春以降、当該取引の実態を解明するため、日産火災と共同で米国の会計事務所 PwC に調査を委託した¹¹⁾。

(4) PwC による調査が行われていた最中の2001年9月11日、米国において航空機乗っ取りによる同時多発テロ事件が発生したが、同年11月16日に更生会社に提出された PwC の調査報告書により、次のような事実が報告された。

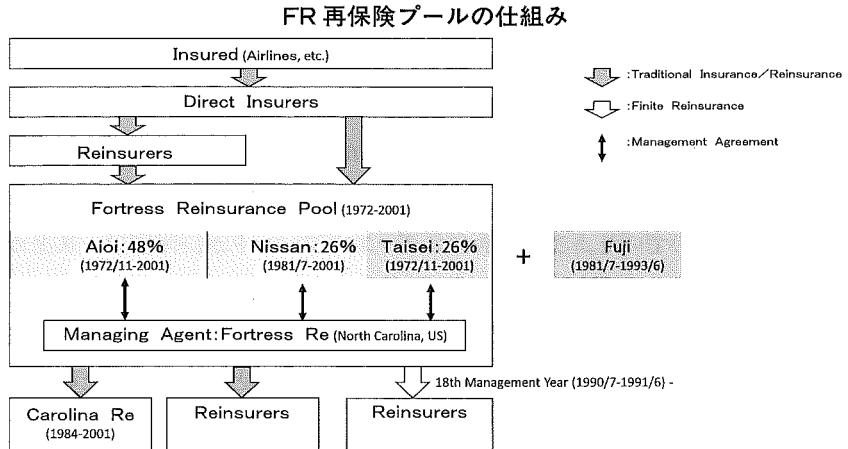
- ① FR 社がプール参加会社のために引き受けている再保険契約のほとんどが ELC (筆者注：超過損害額再保険のこと)¹²⁾となっている。
- ② FR 社の引受種目は航空保険、海上保険等であるが、近年は、航空保険のウェイトが極端に高まり、第28プール年度(2000年7月から2001年6月まで)においては、受再保険料に占める航空保険の割合は約73%となっている。
- ③ 2001年9月30日時点において、金融再保険に関するプール参加会社全体のファンドバランスは1億8,000万米国ドルのマイナス残(借入金に相当)となっている。
- ④ 2001年9月11日に発生した米国における同時多発テロ事件による影響も含め、同年9月30日現在において、FR 社経由による海外再保険取引に基づいて更生会社が支払わなければならない債務額は、少なくとも744億円(金融再保険により将来支払義務を負う再保険料を含む)と見込まれる。」

11) FR 社の調査拒否が続いたこともあって、PwC による調査が実際に行われたのは2001年9月だったとのことである (Ref, Complaint of Sompo v. Deloitte, *supra* n.1)。

12) ELC (excess of loss cover. 超過損害額再保険) とは、「個々の原契約について保有・出再を決める作業は伴わず、全対象契約について、損害発生時に出再者の損害保有額を超過した部分を受再者が一定の限度額まででん補する」(トーア再保険『再保険 その理論と実務 改訂版』日経 BP コンサルティング(2011年)191頁による)再保険(の方式)である。

(2) 再保険プールの仕組み

このように、大成火災はある再保険プールに1972年から参加し、海外再保険取引（海外再保険の受再および再出再）を行ってきたが、この再保険プールの仕組みは以下のとおりである（図を参照）。



① 再保険プール

再保険プールとは、複数の保険会社がプール・メンバーとなり、共同して再保険の引受を行い、その損益をプール・メンバーで分配する仕組みのことである¹³⁾。再保険プールには共同受再型のものと相互交換型のものがある。共同受再型の再保険プールは、主にプール・メンバー外からの保険リスクの引受を目的とするものであり、他方、相互交換型の再保険プールは、プール・メンバー相互間の保険リスクの交換を目的とするものである¹⁴⁾。FR 社が運営・管理していた再保険プール（以下、FR 再保険プールという）は、共同受再型のものであった。

13) 一般的な再保険プールについてはトーア再保険・前掲注(8)356-359頁を参照。

14) 吉澤卓哉『保険の仕組み』千倉書房（2006年）114-117頁参照。

なお、大成火災破綻時における FR 再保険プールのプール・シェアは、千代田火災海上保険株式会社（以下、千代田火災という）を引き継いだあいおい損害保険株式会社（以下、あいおい損保という）¹⁵⁾が48%、日産火災海上保険株式会社（以下、日産火災という）が26%、大成火災が26%であった。また、FR 再保険プールでの保険引受年度（underwriting year）は毎年7月1日からの1年間に区切られていた（以下、プール年度という）。

② マネジング・エージェント

FR 再保険プールでは、再保険プールの運営・管理をプール・メンバー自らは行わない。その代わりに、各プール・メンバーが同一のマネジング・エージェント（managing agent. 運営代理人）に再保険プールの運営・管理を委託していた。このマネジング・エージェントが、米国ノース・カロライナ州に所在した FR 社である。

実態をより正確に表せば、FR 社が再保険プールの仕組みを作り、当該再保険プールに大成火災がプール・メンバーの1社として参加したのである。

③ マネジメント契約

各プール・メンバーは FR 社と個別にマネジメント契約を締結していた。大成火災は1972年来のプール・メンバーであるが、当初のマネジメント契約は1982年に新しいマネジメント契約（Management Agreement）に更改されている。

なお、この1982年のマネジメント契約（その後の追加覚書を含む）については、FR 社が日産火災と締結したものと、FR 社が千代田火災と締結したものが、米国での損害賠償請求訴訟¹⁶⁾の証拠として公開されている。FR 社が大成火災と締結したものは公開されていないと思われるが、ネッ

15) 千代田火災は2001年4月に大東京火災海上保険株式会社と合併し、あいおい損害保険株式会社となった。

16) *Ref., Complaint of Sompo v. Deloitte, supra n.1; Aioi v. Sabbah et al., Superior Court of N.C., Guilford County, 03 CVS 5659.*

ト引受限度額（後述 3(1)②参照）の金額を除いて全く同内容のものであったとのことなので（後述の米国税務訴訟において、その旨が認定されている）、以下では日産火災や千代田火災が締結していたマネジメント契約と同内容（ただし、ネット引受限度額の金額は異なり得る）のマネジメント契約が大成火災との間でも締結されていたものとして議論を進める。

マネジメント契約に基づき、大成火災は FR 再保険プールの運営・管理を FR 社に委ねていた。具体的には、他の保険者または再保険者からの受再、受再した保険リスクの再出再、再保険料の収受、クレーム処理（再保険金支払に関する業務のこと）、再保険料率や再保険手数料率の決定、資金の管理・運用等を FR 社に委任し、かつ、広範な裁量権を与えていた¹⁷⁾。他方、FR 再保険プールの運営・管理状況に関する FR 社から大成火災への報告内容は一定事項に限られていたが、FR 社を保持する帳簿書類等に対する調査権を大成火災は有していた¹⁸⁾。

3. 経営破綻時における海外再保険取引の実態

大成火災の破綻後、FR 再保険プールを通じた海外再保険取引をめぐり、大成火災やその承継者によっていくつかの損害賠償請求が行われた。そのうち本稿に直接関係するのは、大成火災元役員に対する損害賠償請求と、FR 社関係者に対する損害賠償請求である。この 2 つの損害賠償請求では大成火災破綻時における海外再保険取引の実態を相当程度に明らかにされている。

(1) 大成火災元役員に対する損害賠償請求

① 損害賠償請求権査定の申立て

平成14年法律154号による改正前の会社更生法72条1項（現行の会社更生法100条）は、管財人の申立または職権による裁判所の処分（旧経営陣（取締役および監査役等）の責任に基づく損害賠償請求権の査定）を規定していた。2001年11月22日に会社更生手続開始の申立てをした大成火災の会社更生手

17) *Ref.*, Management Agreement, Article IV.

18) *Ref.*, Management Agreement, Article VII.

続では、管財人としてこの処分の中立を行うべきか否かを判断すべく、外部弁護士から成る経営調査責任委員会を設置し（2001年12月4日）、4ヶ月後に同委員会から報告書を受領した（2002年4月19日）。

経営調査委員会が提出した報告書では、次の2点について役員に責任があるとされているとのことである¹⁹⁾。

第1は、海外再保険取引に関する善管注意義務違反である。すなわち、代表取締役社長および再保険担当役員である常務取締役は、「FR社を通じた海外再保険取引の実態を的確に把握して、更生会社の支払余力に照らして過剰な保険引受リスクを分散、軽減するなどの適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを怠り、更生会社の損害を与えた。」とのことである。

第2は、違法配当である。すなわち、「FR社経由の海外再保険取引に基づく債務を的確に把握して会計処理をした場合、第51期（平成13年3月期）において配当可能利益がなかったにも拘わらず、更生会社は、利益配当および役員賞与の支給を実施している。従って、平成13年5月1日開催の取締役会においてこの利益処分案を意義（ママ）なく承認した取締役14名および第51期計算書類について適法妥当である旨の監査報告を行った監査役4名については違法配当に関する責任がある。」とのことである。

管財人は、経営調査委員会の報告書提出を受けると、裁判所に対して、役員（取締役および監査役のうちの11名）に対する31億円の損害賠償請求権の査定を申し立てた（2002年6月6日）。ただし、この査定申立ての関係書類は公開されていないので、申立て理由は不明である。けれども、次に述べるように、本件査定申立ては損害賠償請求訴訟に実質的に引き継がれているため、査定申立て理由は、損害賠償請求訴訟における請求原因とほぼ同一であると推測される。

19) 大成火災『更生計画案』・前掲注5の第1章第1節「8. 経営責任調査委員会」による。なお、この部分は、大成火災の更生計画認可に関する官報掲載（平成14年9月2日号外193号）138頁以下では省略されている。

② 損害賠償請求訴訟

大成火災の更生管財人は、損害賠償請求査定の上立てから4ヶ月ほど経って、査定上立てを取り下げるとともに²⁰⁾、大成火災及び大成再保険株式会社（以下、大成再保険という）²¹⁾は、役員（取締役および監査役のうちの9名）に対する8億円弱の損害賠償請求訴訟と詐害行為取消請求訴訟を東京地裁に提起した（2002年10月23日²²⁾、²³⁾。この訴訟においても、役員に対する損害賠償請求の請求原因は、経営調査委員会の報告書（前述①参照）の内容と同じく、第1は、海外再保険取引に関する代表取締役社長および再保険担当取締役の善管注意義務違反であり（平成17年改正前商法266条1項5号）、第2は、取締役および監査役による違法配当（平成17年改正前商法266条1項1号、266条2項、277条）である。

- 20) 損害賠償請求査定の上立てを取り下げたのは、「旧役員らは、管財人が査定を申し立てた損害賠償請求権の存在を争っており、論点多岐にわたる複雑な事案であり、当社更生手続終結時までに査定の決定を得ても、当該決定に対して被申立人らから異議の訴えが提起されることは確実であると予想されることから、通常訴訟によって裁判所の審理・判断を求めることが相当であると判断いたしました。」と説明されている（2002年10月23日付け大成火災ニュース・リリースによる）。
- 21) 大成火災は更生計画に基づいて2002年10月1日に会社分割され、大成火災の完全子会社として大成再保険が新設された。大成再保険は、大成火災の再保険業務（ただし、ジャパン・アジア・リー・リミテッドを通じて締結した再保険契約を除く）にかかる大成火災の権利・義務・法的地位の一切を引き継いだ。承継した権利（資産）には、「各種損害賠償請求権等」が含まれている（認可された更生計画の第3章第1節(6)による）。
- なお、役員に対する損害賠償請求権に関しては、その31.7%に相当する部分を大成再保険が承継した（損害賠償請求訴訟の訴状による）。
- 22) この損害賠償請求訴訟の訴状（英訳文）は、米国での2件の訴訟（*Aioi v. Sabbah et al.*, *supra* n.16; *Sompo v. Deloitte*, *supra* n.1）において、被告であるデロイト・トウシュ会計事務所が2004年6月1日に提出した裁判書面の証拠として提出されている。
- 23) 同じくプール・メンバーだったあいおい損保や日産火災（現・損保ジャパン）においても、同社役員に対して損害賠償を請求することも可能だったかと思われるが、そのような請求がなされたという情報は確認できていない。

本稿の検討事項に直接関係する第1点に関しては、訴状では概ね次のように述べられている²⁴⁾。すなわち、まず、FR社とのマネジメント契約には次のような問題点があった。

第1に、FR社の受再権限は、1受再保険契約あたりのネット引受限度額 (Net Acceptance limit in respect of any one Original Reinsurance Contract. 再出再した保険責任額を控除した後の保険責任に関する限度額のこと) が4万ドルに設定されていたものの²⁵⁾、グロス引受額 (gross acceptance. 再出再した保険責任額を控除する前の引受額のこと) に関する1受再保険契約あたりの限度額は設定されていなかった。そのため、1受再保険契約で多額の受再をしたとしても、再出再によって1受再保険契約あたりのネット引受額を4万ドル以内に抑えればマネジメント契約違反にはならなかった。また、年間の限度額については、ネット引受額としてもグロス引受額としても、設定されていなかった。そのため、1受再保険契約あたりのネット引受額を4万ドル以内にさえ抑えれば、FR社は無限に再保険契約を受再する権限が付与されていたことになる²⁶⁾。

24) 違法配当によって大成火災が破綻した訳ではないので、本稿では違法配当に関する論点は取り上げない。

なお、損害賠償請求訴訟では、当時、経営会議メンバーだった常務以上の取締役が被告とされ、他の取締役は被告から外されている (訴状にその旨が明記されている)。当時の違法配当に関する取締役の責任は無過失責任であったが (平成17年改正前商法266条2項, 1項1号)、配当議案に関する取締役会決議に反対することが期待できないような場合にまで損害賠償責任を負担させる趣旨ではないとすると (東京地裁平成12年12月8日決定・金商1111号40頁 [さごう事件] 参照)、不適当な被告選択だったとただちには言えないと考えられる。

25) *Ref.*, Management Agreement, Article IV, B.

26) あいおい損保の発表によると、FR再保険プール全体の「1事故最大集積額」は、航空保険が910億円、海上保険が362億円、火災保険 (米国以外) が234億円、火災保険 (米国) が203億円とされている (2001年12月6日付けニュース・リリース)。この「1事故最大集積額」と、マネジメント契約で規定されている「1受再保険契約あたりのネット引受限度額」 (前注参照) のプール・メンバー3社の合計額との関係が不明である。

さらに、再出再に関しても広範な権限がFR社に与えられていたため、ファイナイト保険の利用を含め、再出再のスキームはFR社が独自に決定していた。そして、FR社は、再出再において、保険引受リスクの移転のない（あるいは、ほとんど移転のない）タイプのファイナイト保険を利用していたが、ファイナイト保険への再出再分についても、他の再出再保険契約と同様に、ネット引受額を算出するうえでグロス引受額から控除する再出再として取り扱っていた。そのため、1受再保険契約あたりのネット引受限度額に関しても、こうしたタイプのファイナイト保険を利用した再出再を行った限りにおいて、FR再保険プールにおける保険引受リスクの保有額を減少させる機能を果たしていなかったことになる。したがって、ファイナイト保険を再出再に利用することは、1受再保険契約あたりのネット引受額を制限するマネジメント契約の条項に抵触する行為であると評価することができる。ただし、FR社はプール・メンバー各社に対して、ファイナイト保険に関する報告を毎年行っていた²⁷⁾。また、1999年11月に再保険担当取締役がFR社に出張した際には、来年を最後に再出再を全てファイナイト保険に切り替える（ただし、カロライナ再保険への再出再分を除く）旨の説明を受けている²⁸⁾。

27) 会計制度によっては、ファイナイト保険の利用によって、対外的な財務内容をよく見せる効果が生じることがある。米国同時多発テロ事件（2001年9月11日）に関して、ファイナイト保険の利用によって60億ドル規模の保険者損失が隠されていることが、大成火災の破綻（同年11月22日）までの間に既に報道されていた。Ref., McLeod, Douglas, Finite risk contracts hiding some losses, *Business Insurance*, October 15, 2001.

ただし、これはあくまでも対外的な開示の問題であり、FR社は大成火災らプール・メンバーに対して、ファイナイト保険に関する報告をある程度は行っていた。したがって、プール・メンバー各社がFR社に対して、ファイナイト保険の利用が1受再保険契約あたりのネット引受限度額違反になると主張することは困難であると思われる。

28) ファイナイト保険の利用は第18プール年度（1990年7月～1年間）から始まった。カロライナ再保険への再出再分を除く再出再におけるファイナイト保険の比率が過半となったのは第22プール年度（1994年7月～1年間）からであり、

第2に、マネジメント契約に規定されていたFR社の報酬は、マネジメント手数料 (management fees)²⁹⁾、コンティンジェント手数料 (contingent commissions)³⁰⁾、再出再契約の上乗せ手数料 (override commissions) および利益戻し (profit commission) に関する手数料³¹⁾の3者から成っていた。

このうちの手数料は、グロス収入保険料に対する固定割合で計算されるので、受再のグロス収入保険料が増えれば増えるほど、FR社が受領するマネジメント手数料が増えることになる。つまり、取引規模を適正に保つインセンティブ³²⁾がFR社に働かない仕組みになっていた。

また、訴状には記載されていないが、コンティンジェント手数料は、保険成績 (ただし、正值のみ。負値の場合はなし) に連動するので、保険成績が向上すればするほど、FR社が受領するコンティンジェント手数料が増える。正当に保険成績が手数料に反映されるのであれば保険成績向上のインセンティブが働くが、未払保険金 (IBNRを含む) を過少に見積もったり、ファイナイト保険の将来債務を保険成績に反映させなかったりすると、表面的に保険成績が良好となってコンティンジェント手数料が過大になってしまうものであり、そして、実際にそのようなことがFR社に

特に高比率となったのは第26プール年度 (1998年7月～1年間) 以降である。

29) マネジメント手数料は、超過額再保険の受再については総収入保険料の7.5%、比例再保険の受再については総収入保険料の2.5%、特別勘定の比例再保険の受再については総収入保険料の5%である (Management Agreement, Article V,A)。

30) コンティンジェント手数料は、各マネジメント年度に発生した年間純利益の1/3である (Management Agreement, Article V,F)。

31) 再出再契約に関する上乗せ手数料および利益戻しに関する手数料は、再出再契約に関してFR再保険プールが受領した上乗せ手数料および利益戻しの50%である (Management Agreement, Article V,E)。

32) マネジメント手数料は、一定の取引規模維持のインセンティブのみならず、適正な保険料率での保険引受のインセンティブも働かない要因にもなっていた。ただ、適正な保険料率での保険引受のインセンティブは、コンティンジェント手数料で確保されている筈だった。

よって行われていた。

マネジメント契約には以上の問題点が存在していたが、こうした問題点がやがて顕在化したことを代表取締役社長や再保険担当取締役は知ることができた、あるいは知っていた。問題点の顕在化とは、グロス受再保険料の急増（第26プール年度（1998年7月～1年間）以降）、航空保険の比率の急上昇（航空保険の比率の急増は第25プール年度（1997年7月～1年間）以降）と航空保険に関する大口保険事故の頻発、FR社が手元に留保しておくことができた留保金（リザーブ）³³⁾残高の著増（1996年4月以降。なお、1997年3月のプール・メンバー3社による会議において留保金残高の増加に懸念が示された）とこの点に関する大成火災の監査法人からの問題指摘、取引銀行の信用状与信枠³⁴⁾の急増（信用状与信枠の急増は1995年12月以降）、FR社からプール・メンバー各社に対する精算の遅滞（1998年以降）などである。

また、大成火災は、大蔵省検査（1995年6月～7月）において、海外受再業務におけるFR社関連の保険リスクへの危険集中（1994年度末における海外受再保険料67億円のうち、FR社関連のものが43億円）、および、会社収益全体におけるFR社関連取引への過剰依存（1994年度の営業収支残39.9億円のうち、FR社関連取引が28.7億円）の問題を指摘された。さらに、リスク管理を統括する部署がないなど、リスク管理体制の整備が遅れている

33) FR再保険プールにおける留保金は、受再保険契約の未収保険料、再出再先からの未回収再保険金、再出再保険契約の将来カバー分の前払保険料、回払方式の受再保険契約における支払期日未到来分の保険料、利益戻しに係る留保金、信用状（L/C）発行に関して信用状発行銀行に差し入れる預託金から成る。

34) 米国の州の監督法により、米国の保険会社（domestic insurer）は、外国の保険会社（alien insurer. FR再保険プールのプール・メンバー3社は全て日本の保険会社であるため、出再者たる米国の保険会社にとっては外国保険会社への出再となる）に出再を行う場合には、未経過保険料準備金および未払保険金（O/S: outstanding loss）の全額について、信用状を当該外国保険会社から差し入れてもらう必要がある。さもなければ、保険契約準備金（未経過保険料準備金および未払保険金）に相当する額を出再者はリザーブとして留保する必要がある（トーア・前掲注(12)420-421頁参照）。そのためプール・メンバーの代理人たるFR社が米国の出再者に差し入れたのが、この信用状である。

ことが指摘された。

以上のとおり、取締役2名は、1999年半ば頃には過剰な保険金支払義務を負っていることを示す具体的事実が多数存在することを知り得ただから、2000年6月末のマネジメント契約の不更新通知期限である1999年12月末までにはマネジメント契約の不更新等の措置を執るべきだったにもかかわらず³⁵⁾、徒過してしまったため損害賠償責任を負うと訴状は述べている。

なお、マネジメント契約の不更新を行わなかったこと以外にも、次のことを訴状は指摘している。一つは、マネジメント契約に基づくFR社に対する調査権を行使しなかったことである。大成火災はマネジメント契約締結後、1度も調査権を行使したことがなかった。ようやく2000年に至り、留保金の健全性およびファイナイト保険の保険成績を懸念して大成火災はFR社に対して調査を申し入れたが、結局、調査には至らなかった（なお、『更生計画案』によると、2000年春以降、大成火災は日産火災と共同でPwC会計事務所に調査を委託した。前述2(1)参照）。もう一つは、上記大蔵省検査でFR社関連取引に関する過度のリスク集中等を指摘されていたにもかかわらず、リスク管理体制の不備が放置されたことである。

ところで、大成火災の会社更生手続においてスポンサーとなった安田火災海上保険株式会社と日産火災は合併して損害保険ジャパン株式会社（以下、損保ジャパンという）となっていたが（2002年7月1日³⁶⁾、役員に対する損害賠償請求訴訟を大成火災と大成再保険が提起した8日後に、損保ジャパンは大成火災の単独株主となった（2002年10月31日³⁷⁾）。そして、1ヶ月後に大成火災の更生手続が終結すると（2002年12月1日）、直ちに大成火災は損保ジャパンに吸収合併されて解散するに至り（2002年12月2日。なお、合併契約書の締結は2002年7月29日）、大成火災の役員に対する損害賠

35) マネジメント契約はプール年度単位で更新しないことが可能であった（Management Agreement, Article VIII）。

36) なお、当初は大成火災も含めた3社で合併の予定であったが、大成火災の破綻を受けて3社合併は解消された（2001年12月17日）。

37) 従前の大成火災の株式は全額減資となった。

償請求訴訟における原告の地位は、大成火災から損保ジャパンに承継された。けれども、それから半年後に、損保ジャパンおよび大成再保険はこの損害賠償請求訴訟を取り下げるに至り（2003年5月15日）³⁸⁾、役員に対する損害賠償請求訴訟は終結した。そのため、役員の損害賠償責任について裁判所の判断が示される機会は失われてしまった。

(2) FR 社関係者に対する損害賠償請求

大成火災破綻時にプール・メンバーだったあいおい損保、日産火災（提訴時は損保ジャパン）、大成火災（提訴時は大成再保険）は、FR 再保険プールのマネジング・エージェントだった FR 社やその関係者や FR 社の会計監査を実施していたデロイト・トウシュ会計事務所 (Deloitte & Touche) に損害賠償を求めて、それぞれが米国で提訴した。あいおい損保が原告となった訴訟や損保ジャパンが原告となった裁判³⁹⁾の訴状においては、自社が被った損害は、第 1 に IBNR の過少計上やファイナイト保険の将来債務の一部計上等によって FR 再保険プールの保険成績が表面的に良好となり、良好に見える保険成績に基づいてコンティンジェント手数料が FR 社に支払われ、さらに、FR 社の株主に株式配当として資金が流出したこと、第 2 に、再出再先であるカロライナ再保険から株式配当として資金が同社株主に流出してしまっって債務超過状態または著しい財務毀損状態となり、FR 再保険プールとして再保険金の回収を望めなくなったことによって生じたと述べられている。

38) 損害賠償請求訴訟の取り下げは、米国での FR 社および FR 関係者やデロイト・トウシュ会計事務所との仲裁や裁判に対する悪影響を懸念してなされたのかもしれない。すなわち、FR 再保険プール破綻の主因は詐欺行為者 (FR 社関係者) にあり、副因は FR 再保険プールの会計監査を行っていた会計事務所にあるのであって、大成火災役員は騙されただけである (善管注意義務違反はない)、という筋書を堅持したかったのかもしれない。もし、大成火災役員に損害賠償責任が認められることになると、大成火災の会社更生手続においてスポンサーに就任した日産火災は同じく FR 再保険プールのプール・メンバーであったから、日産火災の役員も日産火災に対して損害賠償責任を負うことになりかねなかったと思われる (なお、前掲注 23 参照)。

39) *Aioi v. Sabbah et al.*, *supra* n.16; *Sompo v. Deloitte*, *supra* n.1.

ただ、FR 社および FR 社関係者に対する損害賠償請求は、米国仲裁協会 (AAA: American Arbitration Association) における仲裁で実質的に争われることになった⁴⁰⁾。仲裁は 3 社別々に進められたが (もともとマネジメント契約は各プール・メンバーと FR 社との間で個別に締結されていたからである)、日産火災関連の仲裁において (日産火災による仲裁申立ては 2002 年 1 月 22 日)、日産火災を引き継いだ損保ジャパンは大きな勝利を収めた。すなわち、懲罰的損害賠償 (punitive damage) まで賠償すべき損害額として容認され (懲罰的損害賠償と弁護士費用を合わせて 1 億ドル)、総計で 11 億 1,960 万ドル (約 1,200 億円) もの損害賠償を命じる仲裁判断 (final award) が下されたのである (2003 年 12 月 16 日)⁴¹⁾。

FR 再保険プールを通じた海外再保険取引の仕組みは日産火災も大成火災も同じだったので、この日産火災関連での仲裁判断は重要である。仲裁判断では、次の 2 点について (以下、詐欺行為等という)、不法行為 (wrongful misconduct) が認定された (なお、こうした FR 関係者による詐欺行為等については、大成火災の『更生計画』では触れられておらず、また、役員に対する損害賠償請求訴訟の訴状においても触れられていない⁴²⁾)。

40) FR 社とのマネジメント契約に仲裁条項が存在したからである (Management Agreement, Article X)。

41) そのほかに、従前は FR 社が管理していた第三者預託 (escrow) に付されている資産の取り戻しも認められた。なお、仲裁判断自体は、*Sompo v. Deloitte, supra* n.1 において、原告である損保ジャパンの 2004 年 3 月 12 日付けの書面の証拠として提出されている。

42) 役員に対する損害賠償請求訴訟の訴状において FR 関係者の詐欺行為等が触れられていないということは、会社更生手続開始申立てから 11 ヶ月を経過した提訴時 (2002 年 10 月) においても、原告たる更生会社大成火災と大成再保険は、FR 社関係者による詐欺行為等に気づいていなかったか、または、その事実を十分には把握できていなかった可能性があることになる。

しかしながら、日産火災は、マネジメント契約を終了させた 2001 年 11 月 21 日時点において (これは大成火災が会社更生手続開始申立日の前日である。前掲注 1 参照)、FR 社関係者がプール・メンバーに対して詐欺行為を働いていたことを発見したと述べている (*Ref., Complaint of Sompo v. Deloitte,*

第 1 に、プール・メンバーに配布したグロス保険成績表 (Gross Results schedule) について、意図的に重要事実の不実表示 (misrepresentation) を行い、また、ファイナイト保険の会計処理に関して重要事実の開示を怠った事実が認定された。これは、FR 社は現実の詐欺 (actual fraud) および擬制詐欺 (constructive fraud) を行ったことになり、マネジメント契約違反および日産火災に対する信認義務違反になる。

第 2 に、FR 社に正当性のない巨額の利益手数料が移転し、ひいては FR 社の株主兼経営者だったサバ氏 (Maurice Sabbah) やコーンフェルド氏 (Kenneth Kornfeld) らに巨額の配当として移転し、また、債務超過状態だったカロライナ再保険 (サバ氏やコーンフェルド氏らが株主兼経営者だった) に再々保険の形態で巨額の資金が移転した事実が認定された。これは、ノース・カロライナ州の統一詐欺的財産移転法 (Uniform Fraudulent Transfer Act) における財産種類の転換 (conversion) および詐欺的な財産移転 (fraudulent transfer) に該当する。

このように詐欺行為等が認定されたものの、実際に不法行為の填補損害賠償金 (compensatory damages) として認定されたのは、主に⁴³⁾、1996年

supra n.1)。となると、日産火災と共同で調査権を行使して FR 社の調査を行ってきた大成火災も、会社更生手続開始申立時点において、FR 社関係者による詐欺行為等あるいは詐欺行為等の可能性を認識していた可能性があると考えられよう。

ちなみに、あいおい損保は FR 社関係者らを被告として米国連邦地裁に損害賠償請求訴訟を提起した際には、FR 社関係者の不正行為の疑念を提訴理由として挙げており (2002年12月30日付け同社ニュース・リリースによる)、また、別の訴訟でも、あいおい損保が詐欺行為等を了知したのは2002年と述べている (*Ref.*, Complaint of *Aioi v. Sabbah et al.*, *supra* n.16)。あいおい損保が FR 社関係者の詐欺行為等を了知したのは2002年だということになる。

- 43) FR 再保険プール取引において、日産火災は大成火災のフロンティング保険会社になることもあったが、そのような取引に関する損害として、別途、9,900万ドルが填補損害賠償金として認定されている。

フロンティング保険会社とは、ある保険会社 (ここでは大成火災) が、保険引受をしたいにもかかわらず、何らかの事情 (ここでは大成火災の信用力が低

来⁴⁴⁾のカロライナ再保険への出再保険料（8億8,800万ドル）と、架空利益に基づいてFR社が受領した過大な利益手数料（2,200万ドル）のみである。

なお、この仲裁判断の認定は、あいおい損保分および大成火災分の仲裁にも実質的な影響を与えることになり、FR社側からプール・メンバー3社（あいおい損保、損保ジャパン、大成火災を引き継いだ大成再保険）への和解金の一部支払（2003年12月31日。2億6,500万ドル（約284億円）の支払⁴⁵⁾）および和解成立（2004年7月14日。約1.5億ドル（約160億円）相当額の追加支払の合意⁴⁶⁾）に至った。

4. 米国税務訴訟課税年度における海外再保険取引の実態

(1) 訴訟の概要

1986年から1988年にかけてFR再保険プールを構成していたプール・メンバーは、大成火災、千代田火災、日産火災、富士火災海上保険株式会社（以下、富士火災という）の4社（以下、大成火災ら4社という）であった。この大成火災ら4社は、1986年～1988年の3年分の所得について米国の内国歳入庁（IRS: Internal Revenue Service）の税務調査を受け、加算税を含め、4社合計で約570万ドルの追徴税を納めることになった。内国歳入庁は、再保険プールのマネジング・エージェントであるFR社が、米国における代理人

いこと）で保険引受をできない場合に、当該保険会社の代わりに保険引受を行う保険会社（ここでは日産火災）のことである。そして、フロンティング保険会社は、保険引受後に、当該保険リスクを保険引受ができなかった保険会社に出再を行うことになる。

44) 損保ジャパンの主張によると、カロライナ再保険は、少なくとも1997年には債務超過状態にあり、それ以前に財務的に毀損していたとのことである（*Ref., Complaint of Sompo v. Deloitte, supra* n.1）。

45) FR社およびその関係者から受領した約284億円は、プール・シェアに応じて、あいおい損保が48%、損保ジャパンが26%、大成再保険が26%を受領したとのことである（2004年1月5日付け3社連名のニュース・リリースによる）。

46) 追加支払分のほとんどが現金以外の資産とのことである（2004年3月15日付け3社連名の発表内容による）。

PE (PE: permanent establishment. 恒久的施設) に該当するとして課税処分を行ったのである。なお、PE とは、国際租税法上の概念であり、事業所得に関しては「恒久的施設なければ課税なし」(No taxation without permanent establishment) という原則が国際租税法において確立している。

これに対して、大成火災ら 4 社は、それぞれ課税処分の取り消しを求めて米国の租税裁判所 (Tax Court) に提訴し、その後この 4 件の訴訟は併合された。租税裁判所は、1995年 5 月 2 日、大成火災ら 4 社の主張を認め課税処分の取り消しを命じた⁴⁷⁾。その理由は次のとおりである。すなわち、日米租税条約⁴⁸⁾ 9 条 4 項の恒久的施設の例外となる「独立の地位を有する代理人」(agent of an independent status. 同条 5 項) に必要とされる独立性とは、法的独立性と経済的独立性の両者である。法的独立性に関しては、代理人が十分な裁量権を有していることが重要であり、経済的独立性に関しては、事業者としてリスク負担をしていることと、収入が本人に全面的に依存する状態でないことが重要であるとした。そして、FR 社は、本人 (principal) たる大成火災ら 4 社のプール・メンバーから法的にも経済的にも独立性が認められるから独立代理人であり、代理人 PE には該当しないとした。

本稿に関しては法的独立性が重要であるが、FR 社は代理人として実施業務の詳細にわたって完全な裁量権が認められており、かつ、実際にも FR 社は当該裁量権を存分に行使していたのであり、外部からの支配に何ら服していなかったため、FR 社には大成火災ら 4 社からの法的独立性があると裁判所は判断した。

(2) 裁判所の認定事実

主に FR 社の法的独立性に関して、裁判所は次のような事実を認定した⁴⁹⁾。

47) *The Taisei Fire and Marine Insurance Co., Ltd., et al. v. Commissioner of Internal Revenue Service*, 104 T.C.535 (1995). なお、内国歳入庁は本判決に従う旨を表明している (IRS, 1995-44 I.R.B. 4)。

48) 日米租税条約の正式名称は、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とアメリカ合衆国との間の条約」である。

49) 本文記載の事実の他、千代田火災が FR 社の買収を試みたが FR 社と合意に

第1に、再保険の引受方針はFR社が独自に決定していた。すなわち、FR社が引き受ける再保険契約は全て超過損害額再保険(ELC)であることがマネジメント契約に規定されていた。超過損害額再保険では、保有額を超えて一定額までの範囲(これをレイヤー(layer)という)の損害額について受再者は責任を負うが、レイヤーは複数設定されることがあり、その場合は異なる再保険者が各レイヤーを引き受けることになる。超過損害額再保険の引受においてどのレイヤーを引き受けるかは非常に重要なことであるが、各再保険契約について引き受けるべきレイヤーをFR社は独自に判断していたのである(ちなみに、FR社は最初に発動するレイヤーを引き受けるようにしていた⁵⁰⁾)。

第2に、FR社は、無限に保険責任を引き受ける権限が付与されていた。すなわち、マネジメント契約では、FR社がプール・メンバーのために引き受けることができる1受再保険契約あたりのネット引受限度額が設定されていた。その一方で、マネジメント契約では、グロス引受限度額は設定されていなかった(そればかりか、千代田火災がグロス引受限度額に関する規定をマネジメント契約に織り込むように求めた際には、FR社はその要求を断り、千代田火災もその要求を取り下げたのである)。さらに、マネジメント契約では、ネット保険料収入に関する制限も設定されていなかった⁵¹⁾。

その結果、FR再保険プールが受再した保険責任額がこのネット引受限度額を超過する場合には、他の再保険者へ再出再を行うことによって、ネット

至らなかつた事実も認定されている。

- 50) あいおい損保の主張によると、FR社は、航空保険について\$50m～\$400m/1事故のレイヤーの再保険を引き受けるようにしており、1990年代終わり頃までには、世界の航空再保険市場のこうしたレイヤーにおいて少なくとも50%以上のシェアを占めるに至っていたとのことである。Ref., *Complaint of Aioi v. Sabbah et al.*, *supra* n.16.
- 51) ちなみに、FR再保険プールはロイズのシンジケートによる引受方式に似ているが、ロイズにおいては、メンバーとメンバーズ・エージェントとの間のマネジメント契約において、メンバーが保険引受を委任する限度となる総保険料限度額(overall premium limit)を設定することとされている。

引受限度額の範囲内に収めることができた。つまり、1再保険契約あたりのネット引受限度額さえ遵守すれば、FR社は、再々保険を利用することによって、無限に保険責任を引き受ける権限が付与されていたのである。また、FR社は、実際にも、ネット引受限度額を超過する保険責任をFR再保険プールで引き受けたうえで、他の再保険者（カロライナ再保険など）に再出再を行うことによってネット引受限度額の範囲内に収めていたのである。

第3に、再出再プログラムに関して、FR社に裁量権が認められていた。たとえば、カロライナ再保険を再出再プログラムに組み込む際には、FR社はプール・メンバーと協議を行った。しかしながら、これは義務にもとづいて行ったものではなく、協議を行う以前にFR社は方針を決定していた。そして、大成火災ら4社が引き受けた再保険の少なくとも一定割合をカロライナ再保険に再出再するよう、FR社は大成火災ら4社にそれぞれ求めたのである。さらに、大成火災ら4社のうちの3社が反対したにもかかわらず、1988年に至り、FR社の主張に従って、カロライナ再保険への最低再出再割合が引き上げられた事実も認定されている。ちなみに、カロライナ再保険は、FR社等が1984年にバミューダ法に基づいて設立した再保険会社である。1986年に至り、FR社はカロライナ再保険の株式をFR社の3役員（サバ氏、コンフェルド氏、サバ夫人（Zmira Sabbah））に名目的な金額で売却し、この3役員が所有する会社となった。

またたとえば、再出再プログラムは、プール年度開始前に、FR社のチーフ・アンダーライターであったコンフェルド氏が大成火災ら4社を毎年訪問して呈示していた。しかしながら、FR社は、再出再プログラムの構築に関して大成火災ら4社から承認を得る必要がなかった事実も認定されている。

第4に、プール・メンバーである大成火災ら4社は、それぞれ再保険部門を有しており、FR社に対して詳細な指示を与える能力があったにもかかわらず、そのような指示を与えていない。また、大成火災ら4社は、FR社のことで相互に情報交換をしたことは、稀な例外（FR社の利益手数料⁵²⁾に関し

52) なお、ここでいう利益手数料とは、マネジメント契約におけるコンティンジ

て情報交換がなされたようである)を除いてなかったのである。

第5に、FR社は、マネジメント契約において、手元にあるFR再保険プールの資金について、FR社の独自裁量に基づく運用権限が与えられていた。

第6に、新しいプール・メンバーの採否に関して、FR社に裁量権が認められていた。たとえば、1988年にFR再保険プールへの参加要請が大東京火災海上保険株式会社からなされた際には、FR社はプール・メンバーと協議を行った。しかしながら、この協議は義務に基づいて行ったものではなく、協議を行う前にFR社は拒絶方針を決定していたのである。

5. 検 討

(1) 破綻時と課税年度の海外再保険引受実態の比較

前述3および4で明らかになった事実を基に、大成火災の経営破綻時(2001年11月)におけるFR再保険プールに関する海外再保険引受実態と、米国税務訴訟の対象となったプール・メンバー4社の課税年度(1986年~1988年)におけるFR再保険プールに関する海外再保険引受実態とを比較対照してみる。

① マネジメント契約が抱える問題点

プール・メンバーとFR社との契約関係を規定するのはマネジメント契約である。このマネジメント契約は、プール・メンバーがFR社に対して付与する権限を規定していたが、こと再保険引受および再出再に関しては、1受再保険契約あたりのネット引受限度額が設定されているだけで、再出再を利用すれば、無限に保険責任を引き受けることができた(実際にもFR社は、米国税務訴訟課税年度時も大成火災破綻時も、再出再を利用してネット引受限度額の範囲内に収めていた)。そして、マネジメント契約は保険引受リスクの移転を伴わないタイプのファイナイト保険を利用すれば、1受再保険契約あたりのネット引受限度額による保有リスクの限定も実質的に働かなかった(再出再におけるファイナイト保険の利用は第18プール年度
メント手数料のことと思われる。

(1990年7月～1年間)から始まったので、米国税務訴訟課税年度時には未だファイナイト保険は利用されていなかった。けれども、米国税務訴訟判決時(1995年5月)には、再出再の過半でファイナイト保険が利用されるに至っており、そのまま破綻までファイナイト保険が多用された⁵³⁾。

また、マネジメント契約はFR社の報酬体系も規定していたが、受再保険料が増えるほどマネジメント手数料が増える仕組みになっていた。さらに、マネジメント契約においては、委任者であるプール・メンバーの監視・監督等の権限が必ずしも十分には確保されていなかった。

そして、少なくとも表面的には、こうした問題を抱えているマネジメント契約に則って、FR社は、米国税務訴訟判決時も、大成火災破綻時も、広範な裁量権を行使しつつ、再保険プールを運営・管理していた。このマネジメント契約は1982年に更改されたものであるが、大成火災破綻に至るまで、問題点を改善するような改定は一切行われていない(逆に、1受再保険契約あたりのネット引受限度額を増加させたり、信用状に関するFR社の権限を追加したりする改定が行われた)。すなわち、大成火災破綻で問題となったマネジメント契約の規定内容の問題点および運用上の問題点は、少なくとも米国税務訴訟判決時には既に存在していたのである。

なお、少なくとも大成火災に関しては、経営破綻に至るまで、マネジメント契約の規定内容を有利に改定すべく、あるいは、大成火災の保険責任額が減少するように(たとえば、1受再保険契約あたりのネット引受限度額の減少であるプール・シェアの低下⁵⁴⁾)改定すべく交渉した形跡は見られない。

53) 前掲注28参照。

54) 海外受再におけるFR社関連取引への過度の危険集中を低下させ、また、会社収益のFR社関連取引への過度の依存を低下させるには、プール・シェアを低下させることが、即効性のある有効な手段であった(なお、国内保険事業を拡大させることによって、FR社関連取引への会社収益の過度依存を低下させることもできるが、これには長期間を要するばかりか、実際には国内保険事業は思うように伸びていなかった)。また、マネジメント契約を改定できない間は、FR社による実質的に無制限の保険引受権限や裁量権の濫用による被害を減じるためにも、プール・シェアの低下は一つの有効な対策であった。

ちなみに、千代田火災はマネジメント契約の規定内容の改定を申し入れたことが米国税務訴訟判決において認定されている（前述4(2)参照）。

② FR社に対する調査権の行使

マネジメント契約で明確に認められていたプール・メンバーの権利に、帳簿書類等の調査権がある。この調査権は、マネジメント契約においてプール・メンバーに認められている数少ない監視・監督等の権限の中では極めて重要なものであった。そして、調査権を行使すれば、たとえ詐欺行為等の事実は発見できなかったとしても、支払保険金の状況、未払保険金の状況、カロライナ再保険からの再保険金等の回収状況、ファイナイト保険に関する将来収支などが明らかになったものと思われる（実際、2001年に大成火災は日産火災と共同で調査権を行使したが、その調査報告を受けて大成火災は会社更生手続開始申立てを決断したのであった）。

しかるに、少なくとも大成火災に関しては、米国税務訴訟判決の前後を通じて調査権は行使されてこなかった⁵⁵⁾。そして、経営破綻した年（2001

55) ただし、マネジメント契約に基づく調査権の行使としてではなく、FR社に対する調査を実施することはあったようである。特に、千代田火災が大東京火災と合併交渉を開始し、また、大成火災と日産火災が安田火災と合併交渉を開始して、FR再保険プールを通じた海外再保険取引がクローズアップされたことに伴い、2000年に入ってからプール・メンバー各社からFR社に対して数々の照会がなされたようである（*Ref., Complaint of Sompo v. Deloitte, supra n.1*）。

なお、安田火災ヨーロッパ（The Yasuda Fire & Marine Insurance Co. of Europe Ltd.）が1978年から参加していた複数の再保険プール（海上保険および航空保険。同一のマネジング・エージェントが運営・管理）が1989年および1991年に再保険引受を停止したが、同じマネジング・エージェントがランオフ業務を受託していた。安田火災ヨーロッパは、1993年から翌年にかけてマネジメント契約に基づく調査権を行使して当該マネジメント・エージェントが保管する書類等を調査したが、一部の書類等について開示を拒んだため、マネジメント契約を解除した。そして、当該書類等の開示を求めて提訴し、勝訴した（1994年9月23日）。判決では、契約で明示的に否定されていない限り、代理契約終了後も、委任者は取引記録の開示を法に基づいて求めることができることされたのである。*Ref., Yasuda Fire and Marine Insurance Co. of*

年)の春になって、ようやく日産火災と共同で調査を実施したが、これが初めての調査権行使であった。

③ プール脱退

マネジメント契約の改定(前述(a)参照)をFR社が拒否し続ける限り、マネジメント契約を強制的に改定する方策はなく、マネジメント契約の不更新、すなわち、FR再保険プールからの脱退しか途はない(なお、プール脱退は、保険引受リスクの過度集中および会社収益の過度依存という大蔵省指摘事項を一挙に解決することにもなる。その反面、FR社関連取引を失うことになるので、FR再保険プールを通じた受再収入保険料や保険収益を失うことになるばかりか、数年間は過年度に発生した保険事故の保険金支払やファイナイト保険の保険料支払等が続くことによって損失計上が必要になったものと思われる)。

しかるに、大成火災は、米国税務訴訟課税年度以降も、破綻に至るまでFR再保険プールに留まり続けたのである⁵⁶⁾。ちなみに、富士火災は、米国税務訴訟の判決を待たずに、1993年6月末でFR再保険プールを脱退している。

④ カロライナ再保険への再出再の停止または縮小

マネジメント契約を変更せずにグロス引受額を減少させるには、再出再を絞ることが必要だった。また、再出再先の中でも、マネジング・エージェントたるFR社の経営者自身が支配しているカロライナ再保険への再出再は不誠実行為の危険を孕むものであり、避けるべきであった。

Europe Ltd v. Orion Marine Insurance Underwriting Agency Ltd and Another, [1995] Q.B.174, [1995] 1 Lloyd's Rep 525 (QB Com Ct). こうした背景事情もあって、安田火災は海外再保険プールを通じての再保険取引に警戒心を抱くとともに、マネジメント契約に基づく調査権行使を主張したものと推測される。

56) なお、役員に対する損害賠償請求訴訟の訴状においては、2000年6月末での不更新に向けて、遅くとも1999年12月末(不更新の事前通知期限)までには不更新通知をすべきだったと原告は主張している(前述3(1)②参照)。

しかるに、少なくとも米国税務訴訟判決から大成火災破綻の間は、カロライナ再保険への再出再割合は変化しなかった（再出再割合は25%）。なお、カロライナ再保険への最低出再割合の引き上げが1988年にFR社によって強行されたことが、米国税務訴訟判決において認定されている（前述4(2)参照）。

(2) 結論

FR再保険プールが実質的に破綻し、そのプール・メンバーの1社だった大成火災は経営破綻に至った⁵⁷⁾。FR再保険プールの破綻原因として考えられるのは、大口保険事故の多発、不適切な保険引受（再出再を含む。以下、

57) 正確には、FR再保険プールの破綻と、大成火災の破綻とは分けて考える必要がある。FR再保険プールが破綻しても、大成火災が破綻するとは限らないからである。実際にも、他のプール・メンバーだった千代田火災および日産火災は経営破綻には至らなかった。

ただし、同じくプール・メンバーだったあいおい損保および日産火災においても、相当額の損失を計上するに至った。すなわち、あいおい損保（プール・シェアは48%）は、当初（2001年11月22日）は約1,000億円、その直後（同年12月6日）には743億円～979億円の損失見込額を公表したが（共に同日付のニュース・リリース）、その後の調査を踏まえて、損失額を1,146億円に修正した（2002年2月12日付けニュース・リリース）。ただし、その後も損失額は膨らみ、2002年5月20日付けの2001年度有価証券報告書では1,387億円と報告されている。他方、日産火災（プール・シェアは大成火災と同じ26%）は、当初（2001年11月22日）、大成火災が公表したのと同額の損失744億円を公表したが（同日付のニュース・リリース）、その後の調査を踏まえて、損失額を1,129億円に修正した（2002年1月21日付け適時開示。なお、一部の受再について、日産火災は大成火災のフロンティング保険会社となっていたので（前掲注42参照）、その分の損失も加算された）。ただし、その後も損失額は増加し、2002年6月28日付けの2001年度有価証券報告書では1,157億円と報告された。そして、合併前の最終期（2002年4月～6月）の決算を経て、安田火災と合併後の損保ジャパンとしての2002年度中間決算説明会資料（2002年11月27日）では、保険引受損失が191億円増加したこと（累計で1,348億円となる）、残存するファイナイト保険の契約関係終了のための費用として別途107億円を要したことが報告されている。なお、あいおい損保と日産火災のプール・シェアの相違を勘案すると、両者の損失額に大差がないことに疑問が感じられるところである。

同じ) という FR 社の善管注意義務違反, 詐欺行為等という FR 社関係者の不誠実行為の3つである。けれども, たとえ大口保険事故が多発したとしても, 経営が破綻しないように再保険プールを運営・管理するのがマネジング・エージェントの職務であるから, 大口保険事故の多発は再保険プール破綻の合理的理由とはならない。したがって, FR 再保険プールの破綻原因は, 不適切な保険引受や詐欺行為等にあると考えられる。前者は大成火災役員に対する損害賠償請求訴訟における訴状の立場であり (前述3(1)②参照)⁵⁸⁾, 後者は FR 社および FR 社関係者との仲裁における仲裁判断の認定内容である (前述3(2)参照)⁵⁹⁾。

不適切な保険引受と詐欺行為等のいずれが FR 再保険プールの破綻原因であったとしても, 不適切な保険引受や詐欺行為等をもたらした要因は FR 再保険プールにおける海外再保険取引実態にある。すなわち, 問題を抱えるマネジメント契約に基づいて FR 社が再保険プールを運営・管理してきたが, マネジメント契約は改定されず, また, コロナ再保険への再出再も停止・縮小されず, さらに, 大成火災が単独で実施できる調査権行使やプール脱退も行われなかった。

そして, 本稿での検討結果からすると, 大成火災の経営破綻時 (2001年11月) における FR 再保険プールを通じた海外再保険取引実態 (前述3参照) と, 米国税務訴訟の対象となったプール・メンバー4社の課税年度 (1986年~1988年) における FR 再保険プールを通じた海外再保険取引実態 (前述4参照) とは, ほとんど同様であったと言えよう (前述本節(1)参照)。換言すると, 大成火災破綻の主因とされる FR 再保険プールを通じた海外再保険の

58) FR 再保険プールの実質的破綻後に日産火災が設けた海外再保険取引に係る社内調査委員会の報告においても, 巨額債務発生の主因を社内のリスク管理態勢の問題であると整理しているが (2002年1月11日付け同社ニュース・リリース), これも同様の立場と言えるかと思われる。

59) あいおい損保や損保ジャパンのデロイト・トウシュ会計事務所に対する損害賠償請求もこの立場である。Ref., *Complaint of Sompo v. Deloitte, supra* n.1; *Complaint of Aioi v. Sabbah et al., supra* n.16.

取引実態は、既に1986年～1988年には（遅くとも1995年の米国税務訴訟判決時には）、大成火災破綻時の状況と同様の取引実態となっていたのである。

ところで、米国税務訴訟判決は、大成火災の代表取締役社長および再保険担当の業務執行取締役に報告された筈であり、また、同判決直後に行われた大蔵省検査では、FR社ビジネスへの保険リスクの過度集中と会社収益の過剰依存、および、保険リスクを含めたリスク管理に関する総合的・全社的なリスク管理体制整備の遅れが指摘されていたから（前述3(1)②参照）⁶⁰⁾、少なくとも同判決後には両取締役は上記取引実態を認識できた可能性がある（実際には、再保険担当取締役はそれ以前から認識していた可能性がある）。したがって、両取締役が米国税務訴訟判決後において、たとえば、FR社とのマネジメント契約の改定（プール・シェアの低下を含む）、FR社に対する調査権行使、FR再保険プールからの脱退、コロライナ再保険への再出再の停止・縮小といった対策（前述本節(1)参照）を講じていれば⁶¹⁾、FR再保険プールは破綻していなかったかもしれないし、たとえFR再保険プールが破綻しても大成火災の損失は皆無か小さいものとなっていた可能性がある。すなわち、大成火災が破綻への途から外れる機会は、少なくとも破綻の6年前には存在したと考えられる(*)。

（筆者は小樽商科大学大学院教授）

60) ただし、FR再保険プールにおける引受リスクや保有リスクの増大や集中、および、保険成績の悪化を窺わせる事実、米国税務訴訟判決後に急増したものである（前述3(1)②参照）。

61) ただし、仮にFR再保険プール破綻の原因がその再保険取引実態にあったとしても、本文で例示したような対策を講ずる作為義務が両取締役に自動的に発生する訳ではない。この点については、プール破綻原因を踏まえて、さらに検討する必要がある。

(*)本研究は小樽商科大学重点領域推進研究の研究助成を受けた。ここに謝意を表する。